

広島県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和元年九月十二日までの間、縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
庄原市高野町新市字新市七七六番地先から 庄原市高野町南字寺沖一三六番一地先まで	旧	三・六〇～一 六・一〇	五三〇・四〇	
庄原市高野町新市字裏六七五番二地先から 庄原市高野町南字寺沖一三六番一地先まで	新	八・二〇～五 三・〇〇	八〇三・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四九四・〇〇 メートル